

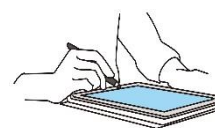
くみあいニュース

山口大学教職員組合（2023年12月27日 Wednesday）

第275（2022年度-第6号）／電話：083-933-5034・メール：fuy-union@galaxy.ocn.ne.jp

教員の裁量労働適用についての人事課説明(12/14) ～2024年4月から裁量労働制適用には本人の同意が必要に～

教員への裁量労働制適用に関する制度変更については前号で速報しましたが、省令等の改正によりこれまでと違って教員個人から同意を得ることが来年度から必要になったことへの対応です。この件について12月14日（木）に開催された大学（人事課）による組合への説明結果についてお知らせします。人事課から示された内容は以下のとおりです。



- ① 本人同意の選択方法は、同意する・同意しないの二択で、原則オンラインでの確認を予定している。
- ② 同意したあとの撤回は可能である。しかし、同意しなかった場合や、同意を撤回した場合は、次の協定期間まで裁量労働制には戻れない。
- ③ 期限内に回答がない場合も想定され、それへの対応を考えると毎年の確認作業は煩雑である。よって協定期間は1年ではなく3年単位としたい。

これに対して組合は、いったん撤回したとき協定期間中は再び裁量労働制に戻れないのであれば、協定期間3年は長すぎる、まずはこれまで同様、協定期間は1年とし、もし不都合が発生したときに再度検討しなおせばよいとの意見を述べました。

教員の意味確認にあたっては、何らかの「圧力」が介在することのない本人の自由意思が尊重される仕組みづくりが求められますし、以下にも述べますが所定時間勤務制を選択した場合の勤務時間管理をどのように行うのか、きちんとした制度設計も必要となります。

休憩時間延長で拘束時間延長は労働条件不利益変更→撤回される ～時間外手当支給の回避ではなく、時間外勤務発生を回避を！～

併せて当日は、裁量労働制ではない所定時間勤務を選択した場合、授業時間の受け持ちによっては時間外労働が発生するため、長時間の休憩時間を設定する規則改正案の説明もありました。

例えば、同一人が1日のうち「1・2時限」と「9・10時限」の授業を担当した場合、35分の時間外労働が発生しますが、その分を休憩の取得に代えることで、時間外手当の支給を回避しようとするものです。上記例の場合は休憩が1時間35分であり、使い方によってはプラスになる面もあるかもしれませんが、「1・2時限」と「11・12時限」を担当した場合は、総拘束時間が11時間にもなるため、休憩時間を2時間15分加えて計3時間15分の休憩を取得させるという提案もなされました。

組合は、休憩時間の延長によって拘束時間が増えることは基本的には労働条件の不利益変更にあたるという立場から、30分程度はともかくも2時間以上も休憩時間を長くすることはとうてい認められないと述べました。また、この改正案は教員の勤務時間として授業担当だけを想定したもののように見え、研究時間をしっかり考慮することが必要であることも指摘しました。これに対して人事課は、特定の時間勤務を要請される授業について定めたものであり、研究を目的に所定時間を超えた勤務を行うさいは、勤務時間監督者（部長等）の了解を取っていただくことになる、もちろん協定で定められた限度時間の範囲内である、と回答しました。



さらに組合は、そもそも拘束時間が長くなる働き方自体に問題があることを指摘し、残業代の回避ではなく残業発生の回避を考えるべきである。とくに通常の業務時間終了後、19時、20時までかかる会議が常態化している実態を改善すべきだと述べました。これに対して人事課は、その点では問題意識を共有しているつもりであり、部局長会議などでも折に触れて話してはいる、と回答しました。そこで、いっそう厳しく働きかけてほしい旨を要望したところです。

なおこの問題については説明会終了後、人事課が担当理事と折衝した結果、組合の指摘を受け入れて休憩時間を2時間以上延長する案は取り下げることとした、との連絡が同日午後にありました。

学年暦変更による授業時間の変更問題で大学と折衝 ～3大学連係による学年暦・授業時間割変更は誰のためか～

山口大学が「やまぐち共創大学コンソーシアム」認定を踏まえて市内3大学で学年暦および授業時間を統一する案が先般来、議論されてきました。その結果、授業開始時間を10分間後ろ倒しする案が出され、教学委員会あるいは教育研究評議会で縷々議論され、各学部から問題点の吸い上げ等を行いながら進めてきたようですが、授業時間設定を変更することは教職員の労働条件にも大きく関わってくることであり、組合にも説明があって然るべきです。その視点がないということについて、組合は10月13日付けで学長宛に申入書「学年暦の変更による授業時間の変更について」を提出し、7点について問い質しました。

これに対して、11月29日に人事課から、回答についての学生支援部教育支援課の説明および回答原案の骨子に関する説明がありました。これについて組合として検討した結果、回答原案には一部重大な問題もあり正式回答とするのであれば修正すべき必要があることを11月30日に指摘しました。


労働条件変更となる場合は今後、組合に説明するとの回答(12/5) ～「(授業時間後倒し)わずか10分」でも困る人はいる～

これを受けて学長名回答書が12月5日に提示されました。回答書では、授業時間の変更はたとえ10分であっても労働条件の変更にあたりと明記され、今回の事案が組合から指摘されるまでは「労働条件の変更」という認識はなかったが、以後同様の事案があれば説明するとも書かれていました。これを機に、人事課以外の部署が様々な制度変更を検討するときに、労働条件変更であり組合への説明・協議が必要であることを認識しないまま進める部署が今後ないようにさせるために重要な回答と言えます。

なお、授業時間変更に伴い、山口大学からのバスに乗り遅れる可能性があることに対して大学は関係機関へ要望する等としていますが、「要望したが難しかった」で済まされてはなりませんし、授業時間後倒しによって幼稚園・保育園等の迎えやご家族の介護等に支障が出る教職員については、学部の責任で配慮することなどが明記されましたが、その実効性については疑問の声も出ています。*申入書・回答書は山口大学教職員組合ホームページに掲載しています。



国立大学法人法改正法案、十分な審議なく強行可決

 国立大学法人法一部改正案は、裏金問題で政界が紛糾しているもとでテレビ・新聞がほとんど報じないなか、11月20日には衆議院、12月13日には参議院でそれぞれ可決・成立されてしまいました。この法改正に反対し撤回・廃案を求めるネット署名は短期間で4万5千を超える賛同者を得て国会へ提出されましたし、全大教はもちろんのこと各大学教職員組合からも次々に反対声明が発出されるなど、法案のもたらす影響を憂慮し反対する動きが広がり、国大協からもこれを憂慮する声明が発せられたものの、メディアの報道姿勢もあり世論が大きく動く状況にはいたらないもとの強行可決となりました。なおこの法改正については、衆参両院で16本の附帯決議が採択されており、今後この附帯決議を踏まえて大学自治破壊につながらないように運動を進め不当な動きを止めることが課題となります。